

雲南市障がい福祉計画（第7期）

雲南市障がい児福祉計画（第3期）



作品名 「あっぱれ我が人生」

作者名 金森 真由美

令和6年3月

雲 南 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画における障がい者の定義・・・・・・・・	2

第 2 章 雲南市における障がいのある人の状況

1 雲南市の人口と障がいのある人の状況の推移・・・・・・・・	3
2 障害者手帳の所持者数の状況・・・・・・・・	4
3 身体障がい者の状況・・・・・・・・	5
4 知的障がい者の状況・・・・・・・・	6
5 精神障がい者の状況・・・・・・・・	7
6 障がい児の状況・・・・・・・・	8
7 障がい者の雇用の状況・・・・・・・・	10
8 「第 4 次雲南市障がい者計画」・「第 7 期雲南市障がい福祉計画」・「第 3 期雲南市障がい児福祉計画」策定に向けたアンケート調査の結果 ・・・・・・・・	13

第 3 章 雲南市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の策定に向けて（基本指針） （1）第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画策定の基本的な考え方 ・・・・・・・・	17
（2）第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画策定に係る国の基本方針 ・・・・・・・・	17
（3）成果目標に関する事項・・・・・・・・	17
①施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・	17
②地域生活支援の充実・・・・・・・・	18
③福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・	18
④障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・	19
⑤相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・	20
⑥障がい福祉サービス等の質の向上・・・・・・・・	20
2 障害福祉サービス等における見込量及び確保のための方策・・・・・・・・	21
（1）訪問系サービス・・・・・・・・	22
（2）日中活動系サービス・・・・・・・・	23

(3) 居住系サービス	25
(4) 相談支援	26
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	27
(6) 地域生活支援の充実	28
(7) 発達障がい者等に対する支援	28
(8) 障がい児の子ども子育て支援等の利用ニーズの把握等	29
(9) 障がい児支援の提供体制の整備等	29
(10) 相談支援体制の充実・強化等	30
(11) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	31
3 地域生活支援事業における見込み量及び確保のための方策	32
(1) 理解促進研修・啓発事業	33
(2) 自発的活動支援事業	33
(3) 相談支援事業	33
相談支援体制の体系図	34
(4) 成年後見制度利用支援事業	34
(5) 意思疎通支援事業	35
(6) 日常生活用具給付等事業	35
(7) 手話奉仕員養成研修事業	36
(8) 外出時介助等（移動支援）事業	36
(9) 地域活動支援センター事業	36
(10) 訪問入浴サービス事業	38
(11) 日中一時支援事業	38
(12) 生活訓練等事業	38
(13) 社会参加支援事業	38
(14) 知的障がい者職親委託事業	39

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制	41
雲南圏域障がい者総合支援協議会 組織図	41
雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会 組織図	42
雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会構成団体の名簿	43

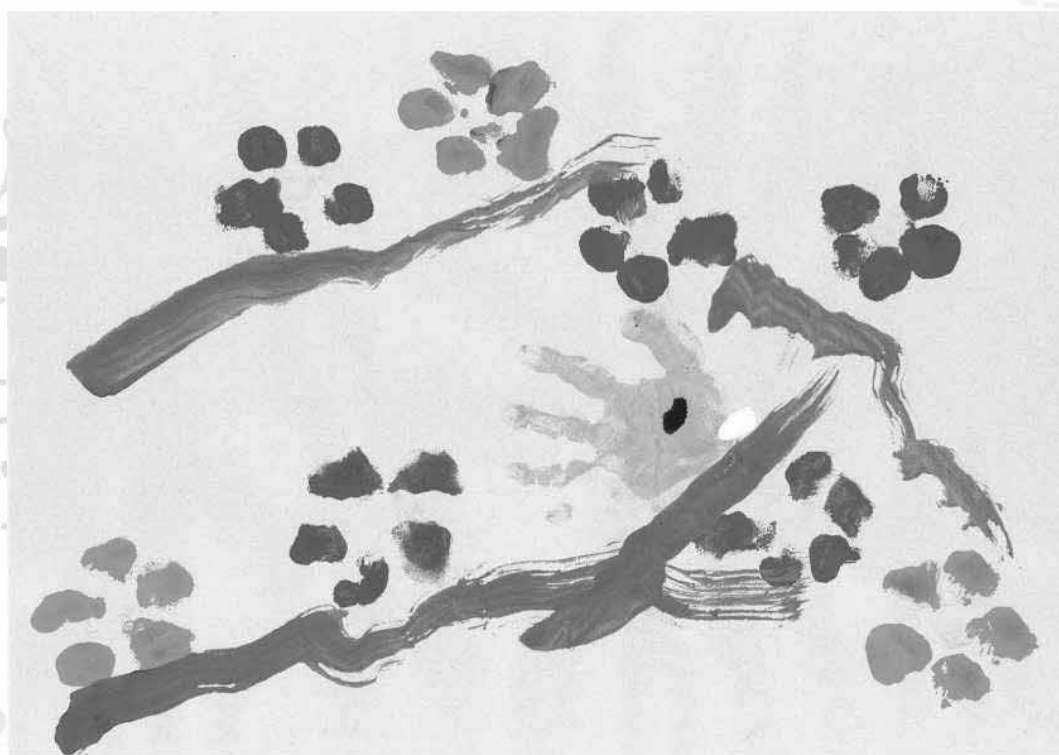
資料編

1	計画策定の経過（令和5年度）・・・・・・・・・・	45
	雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・	46
	雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会条例・・・・・・・・	47
	障害福祉サービス一覧・・・・・・・・・・	49
	用語解説・・・・・・・・・・	51

本計画書に掲載しています絵は、計画書の挿絵として応募された作品です。

第1章

計画の基本的事項



作品名「はるがきたよ」

作者名 光谷 文美

1. 計画の位置づけ

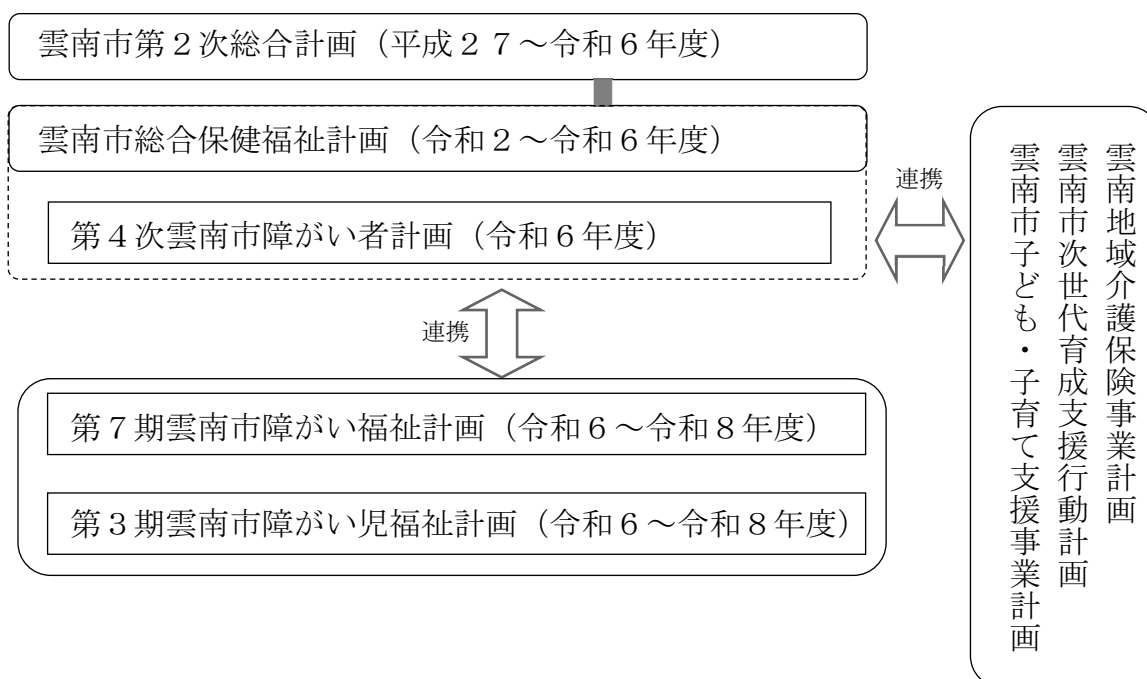
この計画は、「第7期雲南市障がい福祉計画」と「第3期雲南市障がい児福祉計画」とを一体的に定めるものです。この計画は、法律に基づき、国の基本指針に即して策定することを義務付けられています。「第2次雲南市総合計画」・「雲南市総合保健福祉計画」を上位計画として、障がいのある人または障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

①第7期雲南市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保などに関する「市町村障害福祉計画」

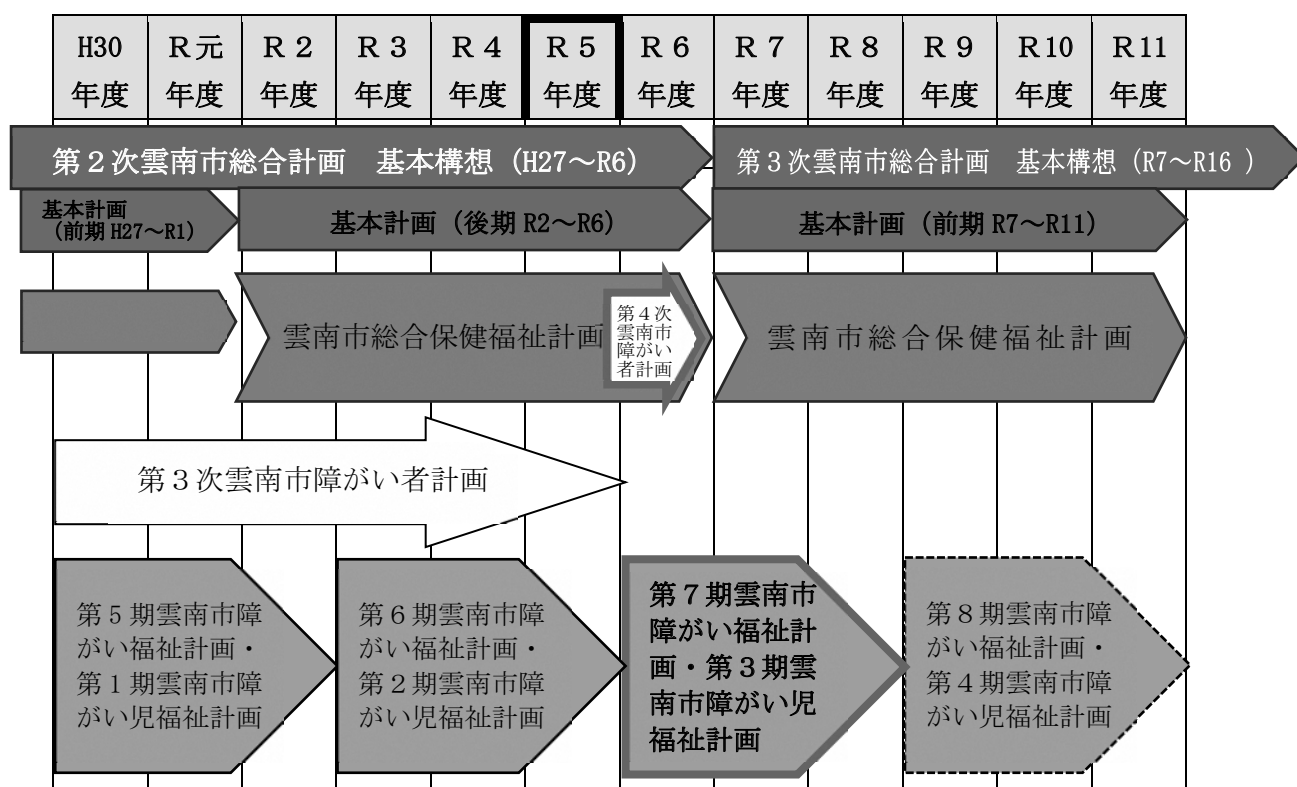
②第3期雲南市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」
なお、「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされているため、本市でも「第3期雲南市障がい児福祉計画」は「第7期雲南市障がい福祉計画」と一体のものとして策定します。



2. 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



3. 計画における障がい者の定義

【雲南市障がい福祉計画】

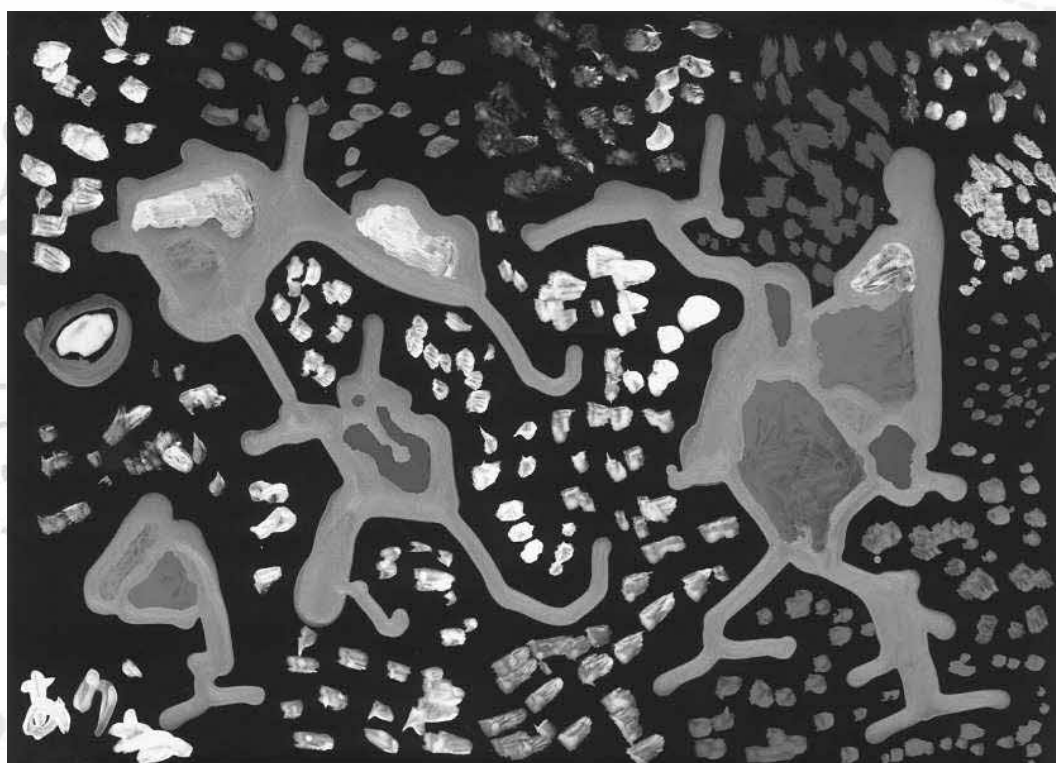
障害者総合支援法第4条第1項に規定する18歳以上の障害者
「身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者」

【雲南市障がい児福祉計画】

児童福祉法第4条第2項に規定する18歳未満の障害者
「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童
(発達障害児を含む)、難病の児童」

第 2 章

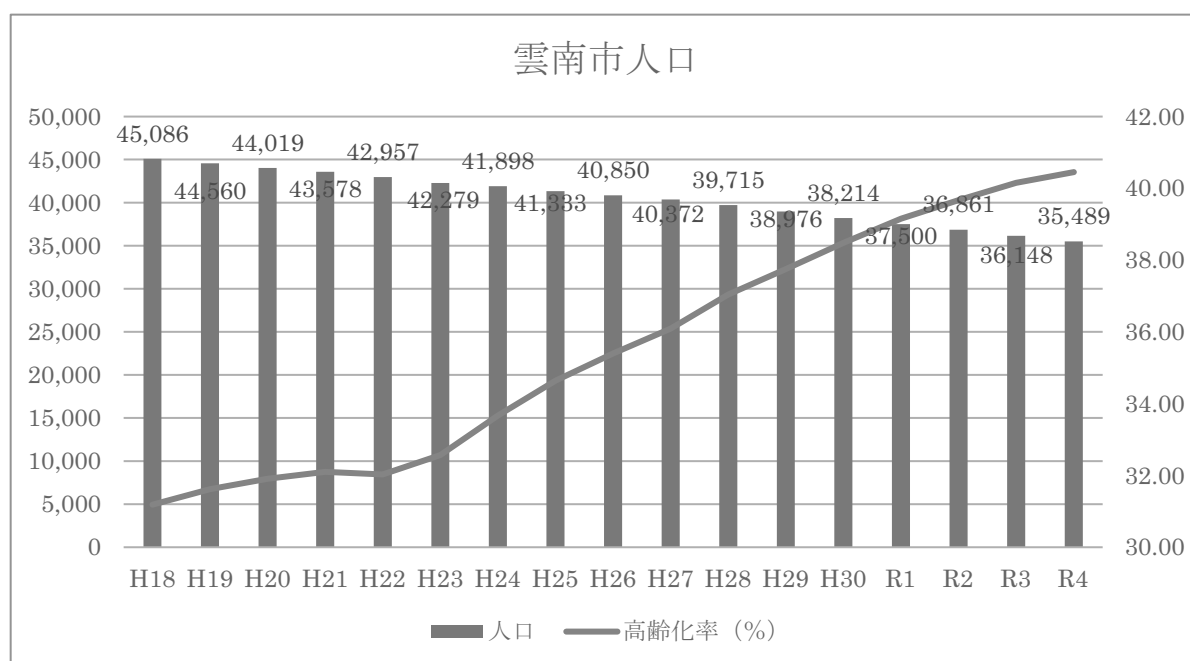
雲南市における障がいのある人の状況



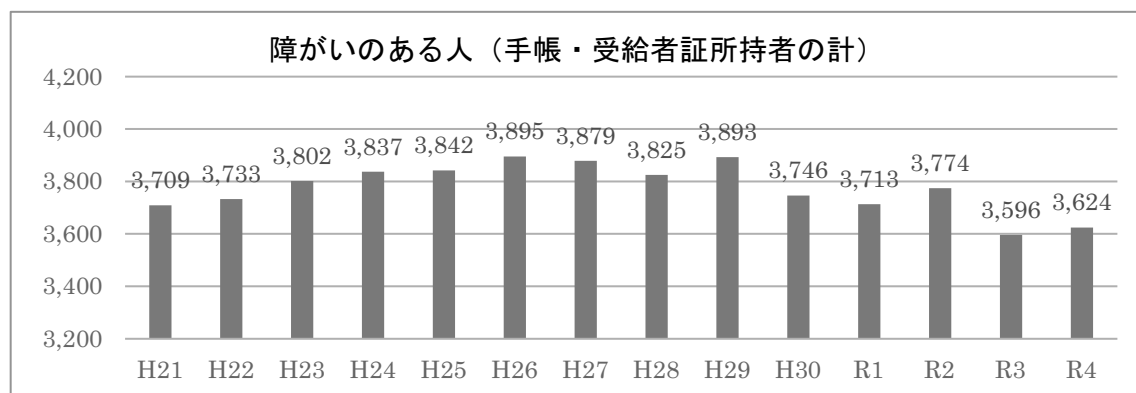
作品名「どうぶつ」
作者名 堀江 あかね

1. 雲南市の人口と障がいのある人の状況の推移

本市の人口は、少子化・高齢化の傾向が顕著に見られる中で年々減少を続けており、今後も減少が見込まれます。人口が減少する中でも、障がいのある人（ここでは、身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数を合計しています。）は増加していましたが、平成26年度をピークに平成27年度から減少傾向にあります。これは、身体障害者手帳所持者の多くを高齢者が占めているため、死亡等による所持者の減少が影響していると考えられます。療育手帳所持者数は近年はほぼ横ばいに、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は年々増加しており、今後も増加が見込まれます。障がいのある人全体の数は、今後、減少傾向にあると予想されます。



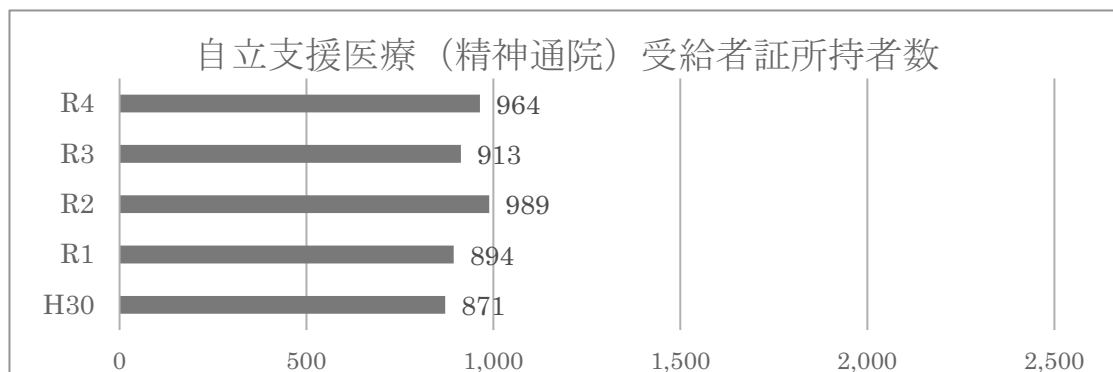
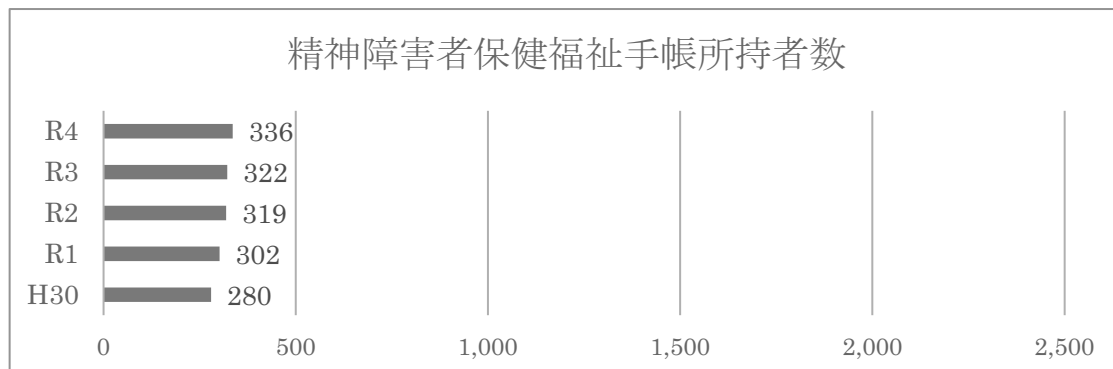
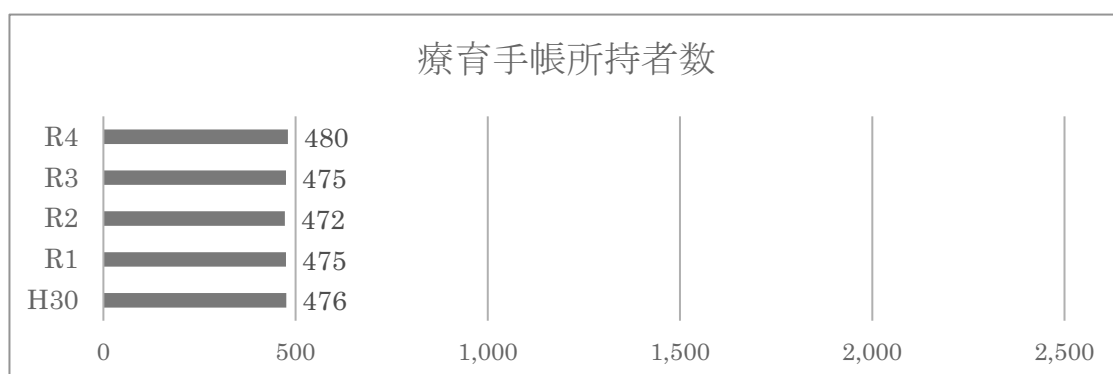
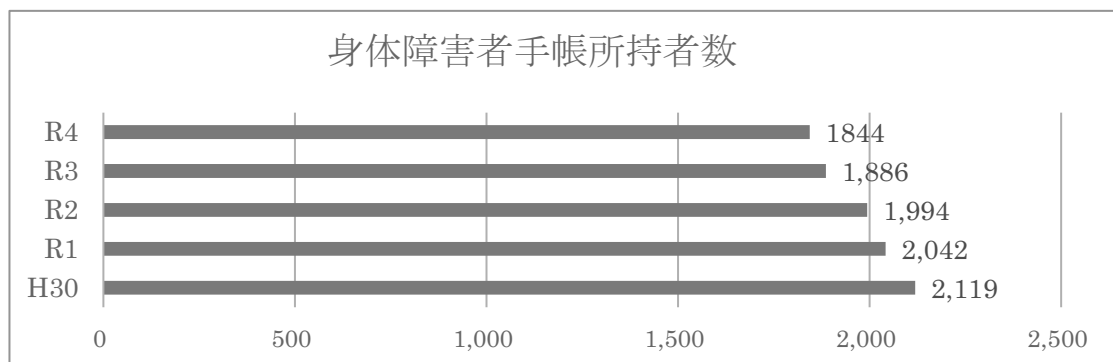
出典：住民基本台帳（各年度3月末時点）



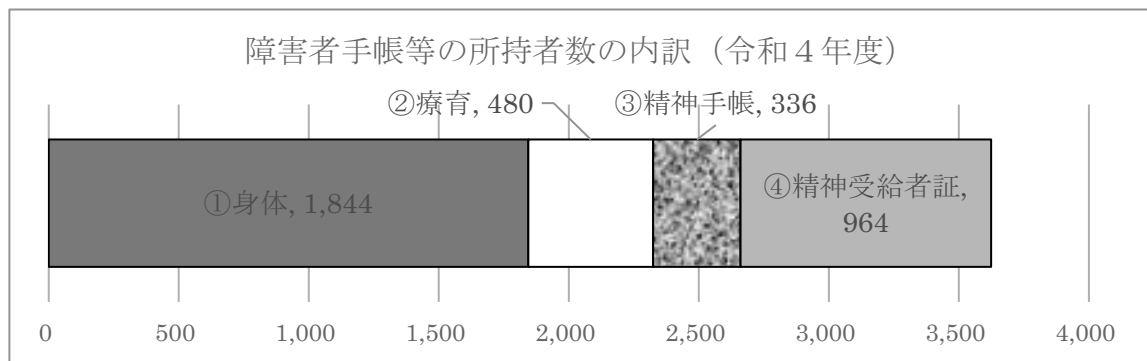
出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

2. 障害者手帳等の所持者数の状況

単位：人



出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」



出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

3. 身体障がい者の状況

（１）身体障害者手帳所持者数（人）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
2, 119	2, 042	1, 994	1, 886	1, 844

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

（２）身体障害者手帳所持者数の年代別の数（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18歳未満	25	24	24	22	24
18歳以上 65歳未満	340	326	315	293	282
65歳以上	1, 754	1, 692	1, 655	1, 571	1, 538
計	2, 119	2, 042	1, 994	1, 886	1, 844

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

（３）身体障害者手帳所持者数の等級別の数（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	693	663	649	631	606
2 級	249	232	228	202	194
3 級	327	312	309	292	291
4 級	570	552	525	495	481
5 級	94	94	90	87	89
6 級	186	189	193	179	183
計	2, 119	2, 042	1, 994	1, 886	1, 844

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(4) 身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の数 (人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚機能	138	135	126	113	113
聴覚平衡機能	234	239	241	221	220
音声言語機能	22	18	16	14	15
肢体不自由	1, 168	1, 104	1, 065	985	945
内 部	557	546	546	553	551
計	2, 119	2, 042	1, 994	1, 886	1, 844

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(5) 自立支援医療（更生医療）受給者証所持者数（件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚機能	0	0	0	0	0
聴覚平衡機能	0	0	0	0	0
音声言語機能	0	0	1	1	1
肢体不自由	1	1	1	3	0
内 部	136	131	118	133	123
計	137	132	120	137	124

集計：長寿障がい福祉課

(6) 自立支援医療（育成医療）受給者証所持者数（件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚機能	0	2	0	0	0
聴覚平衡機能	1	1	1	0	0
音声言語機能	2	5	4	2	0
肢体不自由	0	0	0	0	0
内 部	1	3	1	1	0
計	4	11	6	3	0

集計：長寿障がい福祉課

4. 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳所持者数 (人)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
476	475	472	475	480

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(2) 療育手帳所持者数の年代別及び障害程度別の数（人）

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	7	37	44	6	37	43	7	35	42	9	33	42
18歳以上 65歳未満	114	219	333	107	225	332	100	227	327	94	229	323
65歳以上	57	42	99	57	43	100	58	45	103	61	49	110
計	178	298	476	170	305	475	165	307	472	164	311	475

	令和4年度		
	A	B	計
18歳未満	12	36	48
18歳以上 65歳未満	90	229	319
65歳以上	62	51	113
計	164	316	480

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

5. 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	59	58	61	65	65
2級	162	175	183	185	200
3級	59	69	75	72	71
計	280	302	319	322	336

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年代別の数（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	12	12	14	22	17
18歳以上 65歳未満	203	219	235	222	244
65歳以上	65	71	70	78	75
計	280	302	319	322	336

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数（人）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
871	894	989	913	964

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

6. 障がい児の状況

(1) 就学前の障がい児の状況

保育所等で支援を受けている児童の状況（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児 童 数	25	25	24	35	32

集計：子ども政策課・学校教育課

(2) 就学後の障がい児の状況

①小学校における特別支援学級の児童の状況

ア．障がいのある児童数（人、％）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
全 児 童 数	1,817	1,759	1,726	1,692	1,653
特別支援学級在席児童数	72	79	91	96	101
特別支援学級在席児童割合	4.0	4.5	5.3	5.7	6.1

集計：子ども家庭支援課・学校教育課

イ．障がい種別児童数、特別支援学級数（人、学級）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
弱 視	1	1	0	0	0
難 聴	1	2	2	2	3
知的障がい	26	27	34	35	35
肢体不自由	1	1	1	1	1
病 弱	1	2	2	2	1
自閉症・情緒障がい	42	46	52	56	61
計	72	79	91	96	101
学 級 数	28	30	32	33	33

集計：子ども家庭支援課・学校教育課

②中学校における特別支援学級の生徒の状況

ア. 障がいのある生徒数（人、％）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
全 生 徒 数	966	938	941	925	917
特別支援学級在席児童数	34	34	34	41	46
特別支援学級在席児童割合	3.5	3.6	3.6	4.4	5.0

集計：子ども家庭支援課・学校教育課

イ. 障がい種別生徒数、特別支援学級数（人、学級）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
弱 視	0	0	1	1	1
難 聴	1	1	1	2	1
知的障がい	17	15	14	15	19
肢体不自由	1	0	0	0	0
病 弱	0	0	1	1	2
自閉症・情緒障がい	15	17	17	22	23
計	34	33	34	41	46
学 級 数	15	13	15	16	18

集計：子ども家庭支援課・学校教育課

③通級指導を受けている児童生徒の数

ア. 通級指導を受けている児童生徒の数（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
幼 児	9	11	12	10	14
小 学 生	8	7	9	14	15
中 学 生	3	1	4	8	9

※幼児の通級指導は、平成 28 年度から実施

集計：子ども家庭支援課・学校教育課

イ. 巡回指導を受けている児童生徒の数（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小 学 生	27	20	30	30	33
中 学 生	13	8	6	7	5

集計：子ども家庭支援課・学校教育課

(3) 市内外の特別支援学校に通学する児童生徒の状況

島根県には分教室も含め17の特別支援学校があります。雲南市からも幼稚園から高等部まで通学しており、児童生徒数は増加しています。

7. 障がい者の雇用の状況

(1) 雲南市の法定雇用率の達成状況

法定雇用率2.3%が適用される民間企業（常用労働者43.5人以上規模）27社のうち24社が達成しています（令和4年6月1日現在）。

提供：雲南公共職業安定所

(2) 雲南圏域の障がい者雇用の状況

①雲南公共職業安定所管内の障がい者の就職件数の推移

ア) 身体障がい者（件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
求職申込件数	26	27	17	20	29
紹介件数	13	24	13	21	27
就職件数	9	15	8	9	13

提供：雲南公共職業安定所

イ) 知的障がい者（件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
求職申込件数	17	14	14	16	17
紹介件数	19	17	15	11	24
就職件数	19	13	9	8	11

提供：雲南公共職業安定所

ウ) 精神障がい者（件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
求職申込件数	54	45	32	40	47
紹介件数	69	39	36	53	65
就職件数	37	23	18	28	33

提供：雲南公共職業安定所

エ) その他（件）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
求職申込件数	8	6	10	9	8
紹介件数	12	4	8	7	6
就職件数	4	2	8	6	2

提供：雲南公共職業安定所

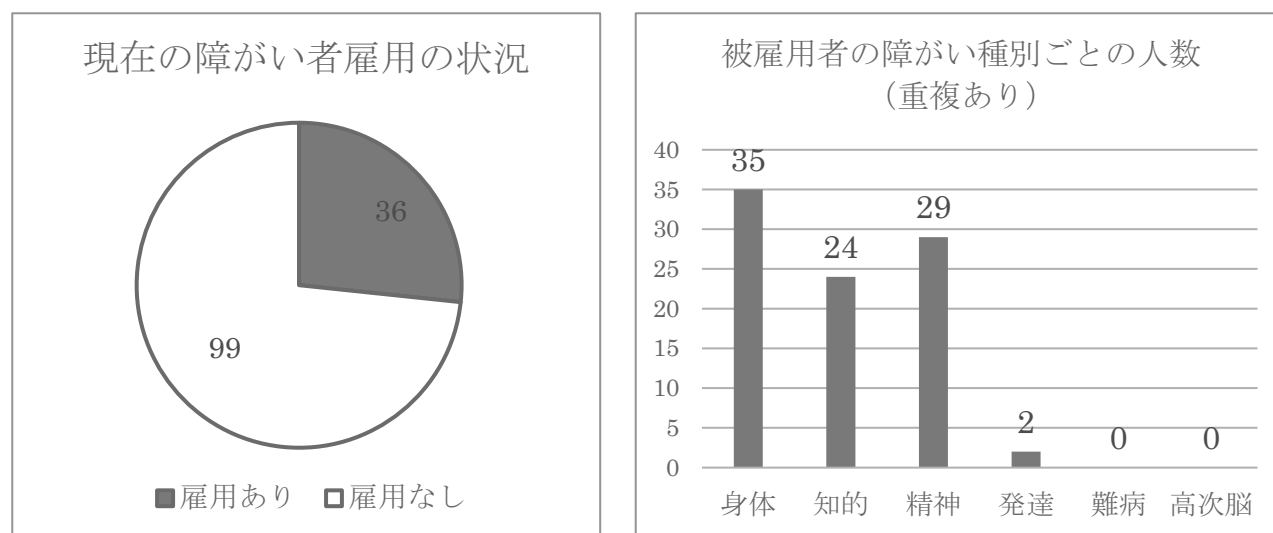
（３）「障がい者の雇用や実習に関するアンケート調査」

以下の資料は、雲南障がい者就業・生活支援センターアーチが、企業に対する障がい者理解の促進を図り、雇用促進・職場実習先の拡大を図ることを目的として、令和 5 年 1 0 月に実施したアンケートの集計結果です。

雲南圏域の雇用保険加入従業員数 5 名以上の事業所（4 3 7 事業所）を対象に実施し、2 3 1 事業所（うち雲南市内の事業所回答数 1 3 5 事業所）から回答がありました。

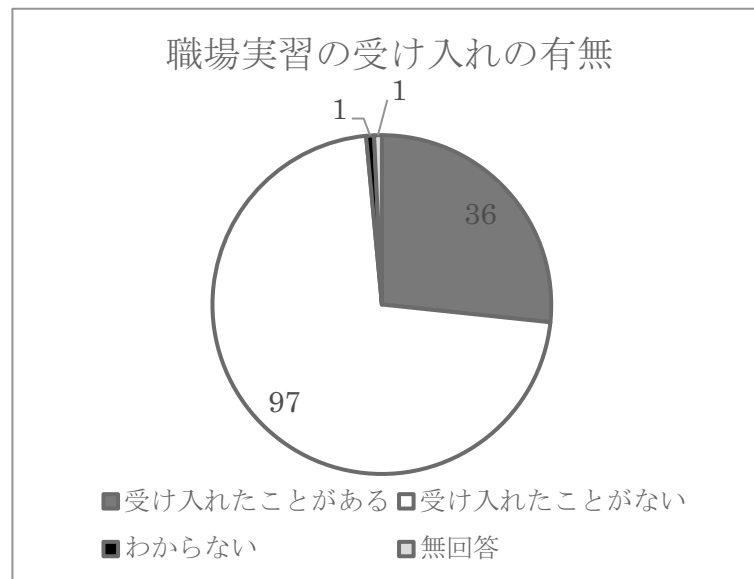
①雲南市内事業所の障がい者雇用状況について

回答のあった雲南市内 1 3 5 事業所のうち、現在、障がい者を雇用している事業所は 3 6 事業所で、全体の 2 6 . 7 % となっています。また、障がいの種別は、グラフのとおりで身体障がいが多かったです。

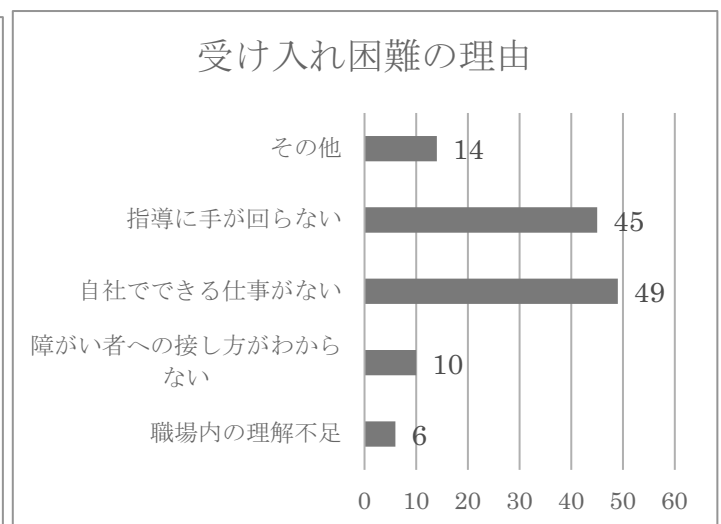
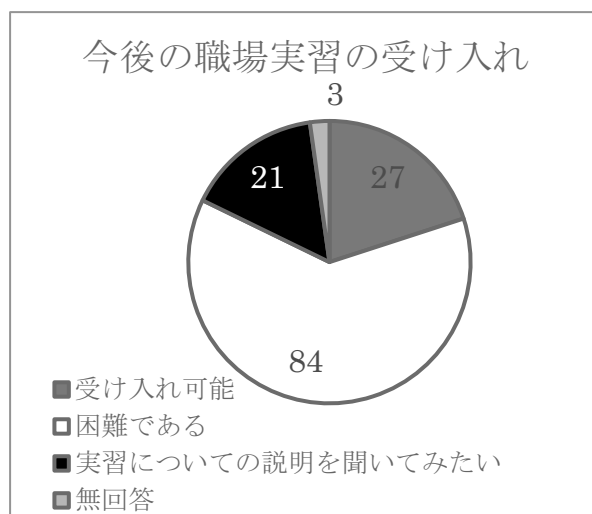


②職場実習受け入れ経験の有無について

これまでに障がい者の職場実習を受け入れたことのある事業所は、3 6 事業所（2 6 . 7 %）、受け入れたことのない事業所（無回答を含む）は 9 9 事業所（7 3 . 3 %）でした。



また、今後障がい者の職場実習の受け入れについては、「受け入れ可能」が27事業所（20.0%）、「実習について説明を聞きたい」が21事業所（15.6%）、「受け入れ困難」が未回答も含め87事業所（64.4%）となっています。さらに、「受け入れ困難」の理由は、「自社でできる仕事があるか分からない」が49事業所（58.3%）と一番多く、次いで、「指導に手が回らない」が45事業所（53.6%）と多くなっています。



8. 「第4次雲南市障がい者計画」・「第7期雲南市障がい福祉計画」・「第3期雲南市障がい児福祉計画」策定に向けたアンケート調査の結果

(1) 調査の概要

令和5年度に、計画策定の基礎資料として、障害福祉サービスの利用状況や生活実態、障がい者施策の推進に必要なことなどを把握するため、雲南市に住所を有する障がい者及び障がい児の保護者及びサービス提供事業者等を対象に「第4次雲南市障がい者計画」・「第7期雲南市障がい福祉計画」・「第3期雲南市障がい児福祉計画」策定に向けたアンケート調査を実施しました。

(2) 調査期間 令和5年8月9日 ～ 令和5年8月25日

(3) 調査対象

	対 象	対象数
当事者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する18歳から67歳の方	843 人
児童	・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する18歳未満の児とその保護者 83 人 ・障がい児通所支援サービスを利用している児(障害者手帳を所持していない児)とその保護者 42 人	125 人
法人	・雲南市内で障害福祉サービスを行う事業所を設置運営する法人	18 法人
福祉サービス事業所	・雲南市内で障害福祉サービスを行う事業所	44 事業所
相談支援事業所	・雲南市内の相談支援事業所	7 事業所

※当事者・児童の対象数は実人数

(4) 調査方法 郵送によるアンケート方式

(5) 回収状況

	配布数(通)	回答数(通)	回収率(%)
当事者	843	396	47.0
児童	125	72	57.6
法人	18	10	55.6
福祉サービス事業所	44	25	56.8
相談支援事業所	7	7	100

(6) 結果

アンケート調査により明らかになった傾向は以下の通りです。

① 障がいのある人の回答結果の傾向

- ・ サービスを利用している人の割合が高いのは、知的障がいのある人と精神障がいのある人でした。
- ・ 今後利用したいサービスは、グループホームや就労系のサービスを挙げられた人が多くありました。
- ・ 利用したかったのに利用できなかったサービスは、グループホームが挙げられました。
- ・ 地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」と回答した人、外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない」と回答した人がどの障がいでも一番多くありました。
- ・ 仕事については、仕事探しから就職、職場での定着までの総合的な支援や障がいに対する職場の理解が必要との回答が多くありました。
- ・ 障がいが理由で差別されたり嫌な思いをした人は、障がいによりばらつきはあるものの、2割から6割の人があるとの回答でした。特に精神障がいのある人に多い傾向でした。
- ・ 災害時の避難については、一人で避難ができないとの回答が3～4割でした。

② 障がい児を持つ保護者の回答結果の傾向

- ・ 外出時の支援については、イベントや遊ぶことのできる場所の情報がほしい、保護者の交流会や勉強会の情報がほしいという回答が多くありました。
- ・ お子さんが将来仕事に就くためには、「仕事探しから就職、職場での定着までの総合的な相談支援」、「障がいに対する職場の理解」、「就労のための訓練や体験の充実」との回答がいずれも7割以上でした。
- ・ 約5割の人が、相談支援事業所からサービスに関する情報を得てい

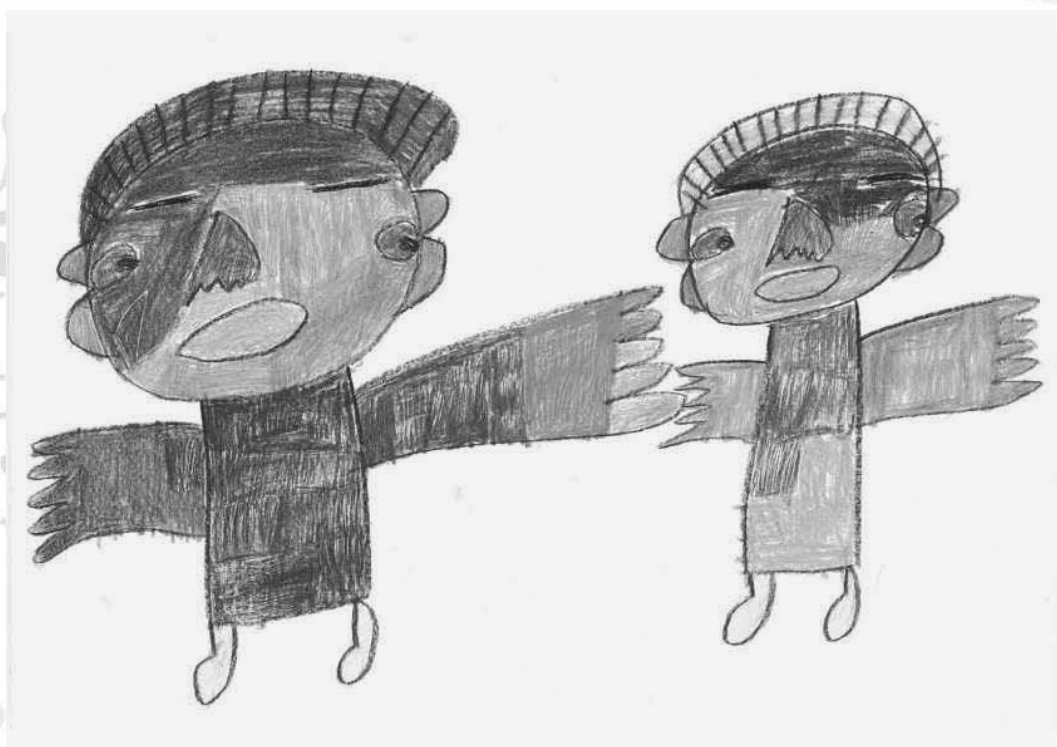
るとの回答でした。また、約3割の人がサービスを利用するに当たり情報が不十分との回答でした。

③自由意見から（意見の多かったもの）

- ・ 周囲の障がいに対する理解の促進、 障がいのある人同士・障がい児をもつ親同士の交流。
- ・ 経済的な面では、就労継続支援 B 型の工賃が安い、生活費が足りない、各種助成制度の継続をしてほしい。
- ・ 市外の特別支援学校への通学に際し苦慮しておられ、 現状やニーズを知ってほしい。
- ・ 休日等子どもの預け先がないことで、負担に感じている。
- ・ 長期休業時の放課後等デイサービスが利用できない状況がある。
- ・ 体が大きくなってもおむつ交換ができるユニバーサルシートの設置。

第 3 章

雲南市障がい福祉計画・障がい児福祉計画



作品名「さあ、手をつなごう！！」

作者名 栗原 勝

1. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けて（基本指針）

（1）第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定の基本的な考え方

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実績（平成3年～令和5年度）を基に、「国の数値目標の設定」方針を踏まえ、令和8年度までの数値目標及びサービス見込み量を設定します。

●数値目標の考え方は基本的には変更はありません。（但し、国の目標設定の変更により新たに設定した数値目標、削除した数値目標があります。）

●第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の分析・検討を踏まえて目標値・サービス見込量を適正に補正（上方・下方）するとともに、必要となるニーズを踏まえてサービス量を見込みます。

（2）第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

（3）成果目標に関する事項

【国の指針に沿って定めるもの】

国の指針において成果目標が定められているものは、その成果目標を達成するために必要な数値を目標とします。

①施設入所者の地域生活への移行

I) 地域生活移行者の増加

令和4年度末時点の施設入所者数78人の6%以上を地域生活へ移行します。

令和 8 年度末の目標値	地域移行 5 人
--------------	----------

Ⅱ) 施設入所者の削減

令和 4 年度末時点の施設入所者数 7 8 人から 5 %以上削減します。

令和 8 年度末の目標値	入所者数 4 人減
--------------	-----------

②地域生活支援の充実

Ⅰ) 地域生活支援拠点の整備と運用状況の検証

整備済みの地域生活支援拠点（コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築）について、年 1 回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討を実施します。

令和 8 年度末の目標値	地域生活支援拠点の個所数 1 か所（面的整備済み）
	コーディネーターの配置人数 7 人
	検証および検討の実施回数 1 回以上

Ⅱ) 強度行動障害を有する者への支援

強度行動障害を有する者の支援に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備を行います。

③福祉施設から一般就労への移行等

Ⅰ) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加

令和 3 年度実績 5 人の 1. 2 8 倍以上とします。

令和 8 年度末の目標値	一般就労移行 7 人
--------------	------------

Ⅱ) 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、B 型事業を通じた一般就労への移行者数の増加

それぞれ令和 3 年度実績：就労移行支援事業 2 人の 1. 3 1 倍、就労継続支援 A 型の 0 人の概ね 1. 2 9 倍、就労継続支援 B 型 3 人の概ね 1. 2 8 倍以上とする。

令和 8 年度末の目標値	就労移行支援事業 3 人
	就労継続支援 A 型 2 人
	就労継続支援 B 型 4 人

Ⅲ) 就労定着支援事業の利用者の増加

令和 3 年度実績 7 人の 1. 4 1 倍以上とします。

令和 8 年度末の目標値	就労定着支援事業利用者数 10 人
--------------	-------------------

IV) 就労定着支援事業の就労定着率の向上

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2.5 割以上とします。

令和 8 年度末の目標値	就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所 1 事業所 / 1 事業所
--------------	--------------------------------------

V) 就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加

就労移行率が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上

令和 8 年度末の目標値	就労移行率が 5 割以上の就労移行支援事業所 1 事業所 / 1 事業所
--------------	--------------------------------------

④障がい児支援の提供体制の整備等

I) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援を行う相談支援事業所と連携して、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制の整備を図ります。

令和 8 年度末の目標値	児童発達支援センターの設置 無し
--------------	------------------

II) 保育所等訪問支援等の活用

保育所等訪問支援を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

令和 8 年度末の目標値	保育所等訪問支援の活用 有り
--------------	----------------

III) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を継続して確保します。

令和 8 年度末の目標値	児童発達支援事業所 有り
	放課後等デイサービス事業所 有り

IV) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定

関係者による協議の場は保健所で行われる既存の会議とし、その会議へ参画します。医療的ケア児コーディネーターは県の養成研修を修了した職員を配置します。

令和８年度末の目標値	医療的ケア児のための協議の場 有り
	医療的ケア児コーディネーターの配置 有り

⑤相談支援体制の充実・強化等

Ⅰ）総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組み

基幹相談支援センターを継続して設置します。

令和８年度末の目標値	基幹相談支援センターの設置 有り
------------	------------------

⑥障害福祉サービス等の質の向上

Ⅰ）障害福祉サービス等の質の向上（計画的な人材育成の推進）

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制を構築します。

令和８年度末の目標値	体制の構築 有り
------------	----------

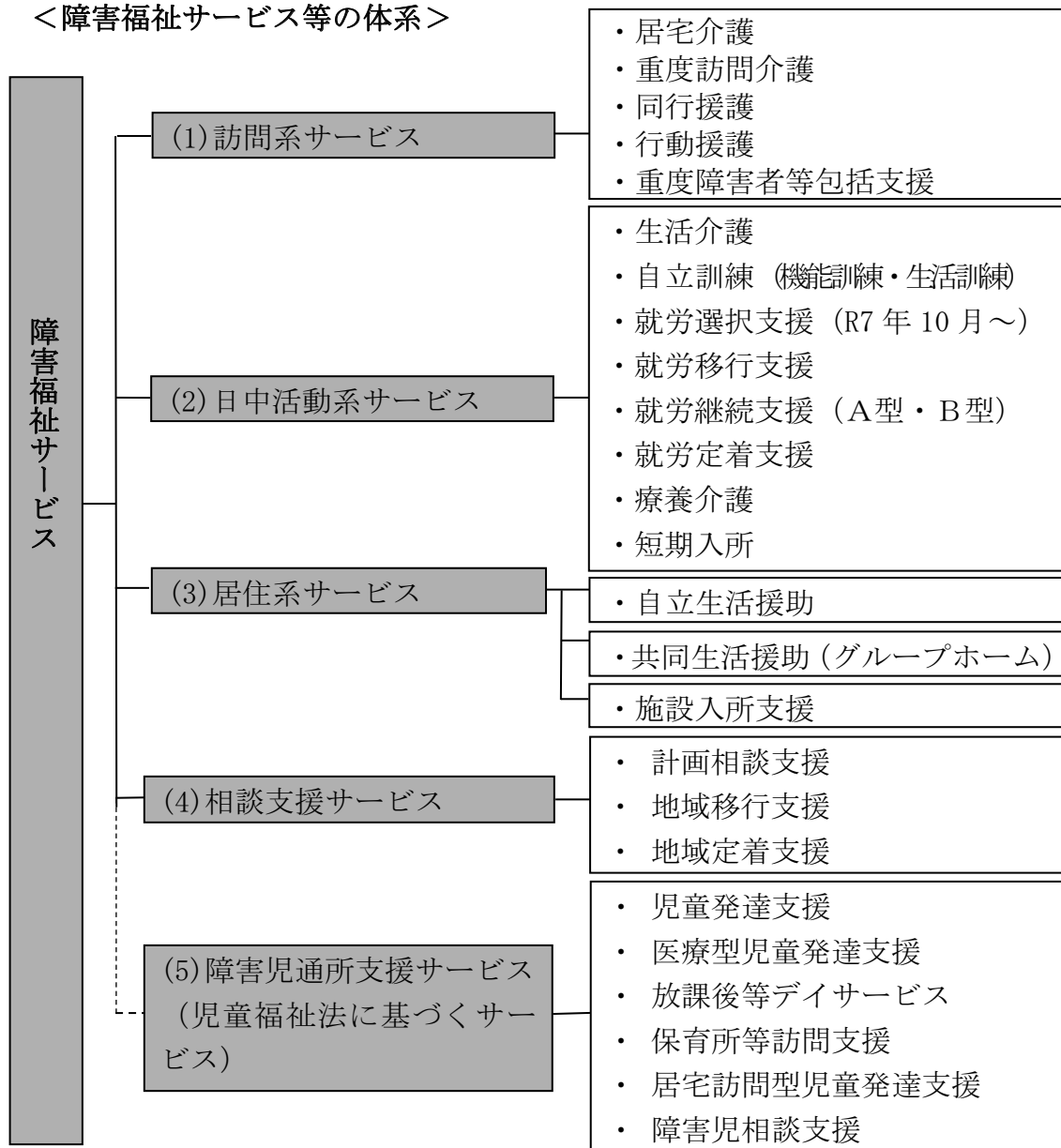
＊具体的な取り組みの内容は活動指標で設定します。

【本市の状況より定めるもの】

国の基本指針に示されていないものについては、サービス等の利用状況や全計画実績の増減率の傾向等を踏まえて設定します。

2. 障害福祉サービス等における見込量及び確保のための方策

＜障害福祉サービス等の体系＞



＜サービス量の実績、見込（目標）の単位＞

人分＝「月間の利用人数」

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

【自立支援給付】

(1) 訪問系サービス

居宅介護の実績と見込（目標）量

居宅介護	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分				87	89	91
実績		89	83				
見込(目標)	時間				870	890	910
実績		887	811				

重度訪問介護の実績と見込（目標）量

重度訪問介護	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分				3	3	3
実績		1	1				
見込(目標)	時間				105	105	105
実績		36	35				

同行援護の実績と見込（目標）量

同行援護	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分				9	10	11
実績		6	7				
見込(目標)	時間				63	70	77
実績		49	49				

行動援護の実績と見込（目標）量

行動援護	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分				4	4	4
実績		1	1				
見込(目標)	時間				8	8	8
実績		4	2				

重度障害者等包括支援の実績と見込（目標）量

重度障害者等包括支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分				1	1	1
実績		0	0				
見込(目標)	時間				40	40	40
実績		0	0				

(2) 日中系活動サービス

生活介護の実績と見込（目標）量

生活介護	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	178	181	184	172	175	178
実績		171	166				
見込(目標)	人日分	3,204	3,258	3,312	3,096	3,150	3,204
実績		3,177	3,023				

自立訓練（機能訓練）の実績と見込（目標）量

自立訓練 (機能訓練)	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	2	2	2	2	2	2
実績		0	0				
見込(目標)	人日分	40	40	40	40	40	40
実績		0	0				

自立訓練（生活訓練）の実績と見込（目標）量

自立訓練 (生活訓練)	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	3	3	3	3	3	3
実績		3	2				
見込(目標)	人日分	60	60	60	60	60	60
実績		51	9				

就労選択支援の見込（目標）量【令和7年10月～新規サービス】

就労選択 支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分				0	12	26
実績							
見込(目標)	人日分				0	80	87
実績							

*対象は就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。支給決定期間は1か月又は2か月で市町村が定める期間。

*就労継続支援B型を利用する意向を有する者は、令和7年10月以降、利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用する。（新規利用支給決定者数／令和3年度：6人、令和4年度：13人）

就労移行支援の実績と見込（目標）量

就労移行 支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	6	7	8	7	9	11
実績		4	3				
見込(目標)	人日分	120	140	160	140	180	220
実績		75	42				

就労継続支援（A型）の実績と見込（目標）量

就労継続 支援（A型）	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	24	27	30	21	24	27
実績		15	15				
見込(目標)	人日分	504	567	630	441	504	567
実績		306	303				

就労継続支援（B型）の実績と見込（目標）量

就労継続 支援（B型）	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	179	181	183	200	205	210
実績		187	190				
見込(目標)	人日分	3,222	3,258	3,294	3,600	3,690	3,780
実績		3,264	3,285				

就労定着支援の実績と見込（目標）量

就労定着 支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	7	8	9	8	9	10
実績		7	5				
見込(目標)	人日分	56	64	72	56	64	72
実績		64	5				

療養介護の実績と見込（目標）量

療養介護	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	18	18	18	20	20	20
実績		17	16				

短期入所（福祉型）の実績と見込（目標）量

短期入所 (福祉型)	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	29	32	35	26	29	32
実績		21	20				
見込(目標)	人日分	261	288	315	234	261	288
実績		184	161				

（3）居住系サービス

自立生活援助の実績と見込（目標）量

自立生活 援助	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	1	1	1	1	1	1
実績		0	0				

共同生活援助の実績と見込（目標）量

共同生活 援助	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	113	116	119	102	105	108
実績		102	96				

●うち重度障がい者（新規）							
見込(目標)	人分				12	13	14
実績			10				
●整備見込量（定員）							
見込(目標)	人分	77	77	77	77	77	77
実績		77	77				

施設入所支援の実績と見込（目標）量

施設入所 支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込（目標）	人分	79	78	77	76	75	74
実績		77	77				

（４）相談支援

計画相談支援の実績と見込（目標）量

計画相談 支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込（目標）	人分	175	182	189	166	173	180
実績		158	152				

地域移行支援の実績と見込（目標）量

地域移行 支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込（目標）	人分	3	4	5	2	3	4
実績		1	0				

地域定着支援の実績と見込（目標）量

地域定着 支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込（目標）	人分	17	18	19	5	7	9
実績		2	1				

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置の実績と見込（目標）量

協議の場	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)		—	—	設置	設置	設置	設置
実績		未設置	未設置	設置			
●開催回数							
見込(目標)	回	1	1	1	1	1	1
実績		0	0	1			
●関係者の参加者数							
見込(目標)	人	12	12	12	10	10	10
実績		0	0	11			
●目標設置及び評価の実施回数							
見込(目標)	回	1	1	1	1	1	1
実績		0	0	0			

各サービス利用者のうち精神障がい者の利用者数の実績と見込（目標）量

精神障がい者の 利用者数	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●地域移行支援							
見込(目標)	人分	2	3	4	2	3	4
実績		1	0				
●地域定着支援							
見込(目標)	人分	10	11	11	3	5	6
実績		1	0				
●共同生活援助							
見込(目標)	人分	34	35	36	31	32	33
実績		26	25				
●自立生活援助							
見込(目標)	人分	1	1	1	1	1	1
実績		0	0				
●自立訓練（生活訓練）（新規）							
見込(目標)	人分				2	2	2
実績		0	0				

(6) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等整備の実績と見込（目標）量

地域生活 支援拠点	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●地域生活支援拠点等の設置個所数（新規）							
見込(目標)	回				1	1	1
実績		1	1	1			
●コーディネーター配置人数（新規）							
見込(目標)	人				0	7	7
実績							
●機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数							
見込(目標)	回	1	1	1	1	1	1
実績		1	5				

(7) 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実績と見込（目標）量

支援プロ グラム	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人	5	5	5	5	5	5
実績		7	5				

ペアレントメンターの人数の実績

ペアレント メンター	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	人	1	1				

ピアサポートの活動参加人数の実績

ピア サポート	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	人	0	0				

*ペアレントメンターの配置やピアサポート活動等は県と連携して実施することとし、具体的な数値目標は設定しないこととします。

（８）障がい児の子ども子育て支援等の利用ニーズの把握等

利用ニーズを踏まえた必要な見込み量

種別	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
保育所（保育所型認定こども園を含む）	人	65	65	65
認定こども園（幼保連携型・地方裁量型）	人	5	5	5
幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	人	10	10	10
地域型保育事業所	人	0	0	0
放課後児童クラブ	人	25	25	25

（９）障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援の実績と見込（目標）量

児童発達 支援	単位	第 6 期			第 7 期		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
見込(目標)	人分	24	26	28	19	21	23
実績		22	15				
見込(目標)	人日分	144	156	168	114	126	138
実績		83	57				

放課後等デイサービスの実績と見込（目標）量

放課後等デ イサービス	単位	第 6 期			第 7 期		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
見込(目標)	人分	30	30	30	65	70	75
実績		30	35				
見込(目標)	人日分	210	210	210	650	700	750
実績		269	322				

保育所等訪問支援の実績と見込（目標）量

保育所等 訪問支援	単位	第 6 期			第 7 期		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
見込(目標)	人分	3	4	5	3	4	5
実績		1	1				
見込(目標)	人日分	3	4	5	3	4	5
実績		1	1				

居宅訪問型児童発達支援の実績と見込（目標）量

居宅訪問型 児童発達支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	1	1	1	1	1	1
実績		0	0				
見込(目標)	人日分	4	4	4	4	4	4
実績		0	0				

障害児相談支援の実績と見込（目標）量

障害児 相談支援	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人分	31	33	35	33	35	37
実績		27	29				

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の実績と見込（目標）量

医療的ケア児 コーディネーター	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人	1	1	1	2	2	2
実績		0	1	1			

（10）相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置・機能強化の実績と見込（目標）量

基幹相談支援 センター設置	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)		—	—	設置	設置	設置	設置
実績		未設置	未設置	設置			
●地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数							
見込(目標)	件	60	60	70	60	60	70
実績		47	56				
●地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数							
見込(目標)	件	80	80	90	80	80	90
実績		56	69				

●地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数							
見込(目標)	回	70	70	70	70	70	70
実績		26	34				

協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

協議会における 個別事例検討	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)					無	有	有
実績		無	無	無			

(11) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員
の参加人数の実績と見込(目標)量

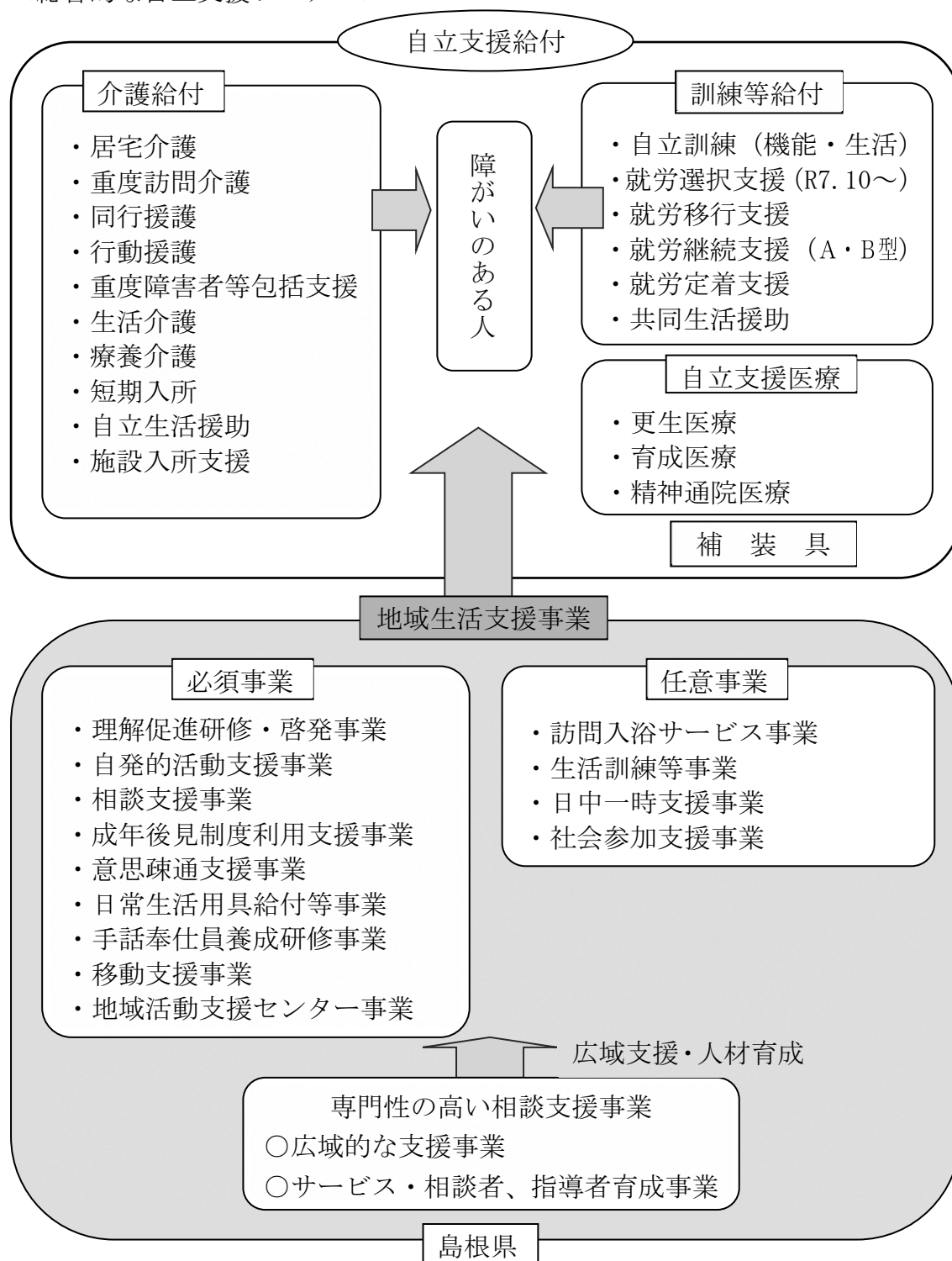
研修参加 人数	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人	5	5	5	5	5	5
実績		6	5				

障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有

審査結果の 共有	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●審査結果の共有【体制の有無】							
見込(目標)		有	有	有	有	有	有
実績		無	無				
●審査結果の共有【実施回数】							
見込(目標)	回	1	1	1	1	1	1
実績		0	0				

3. 地域生活支援事業における見込み量及び確保のための方策

<総合的な自立支援システム>



(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業の実績と見込（目標）量

理解促進研修 ・啓発事業	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込（目標）		有	有	有	有	有	有
実績		無	有				

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業の実績と見込（目標）量

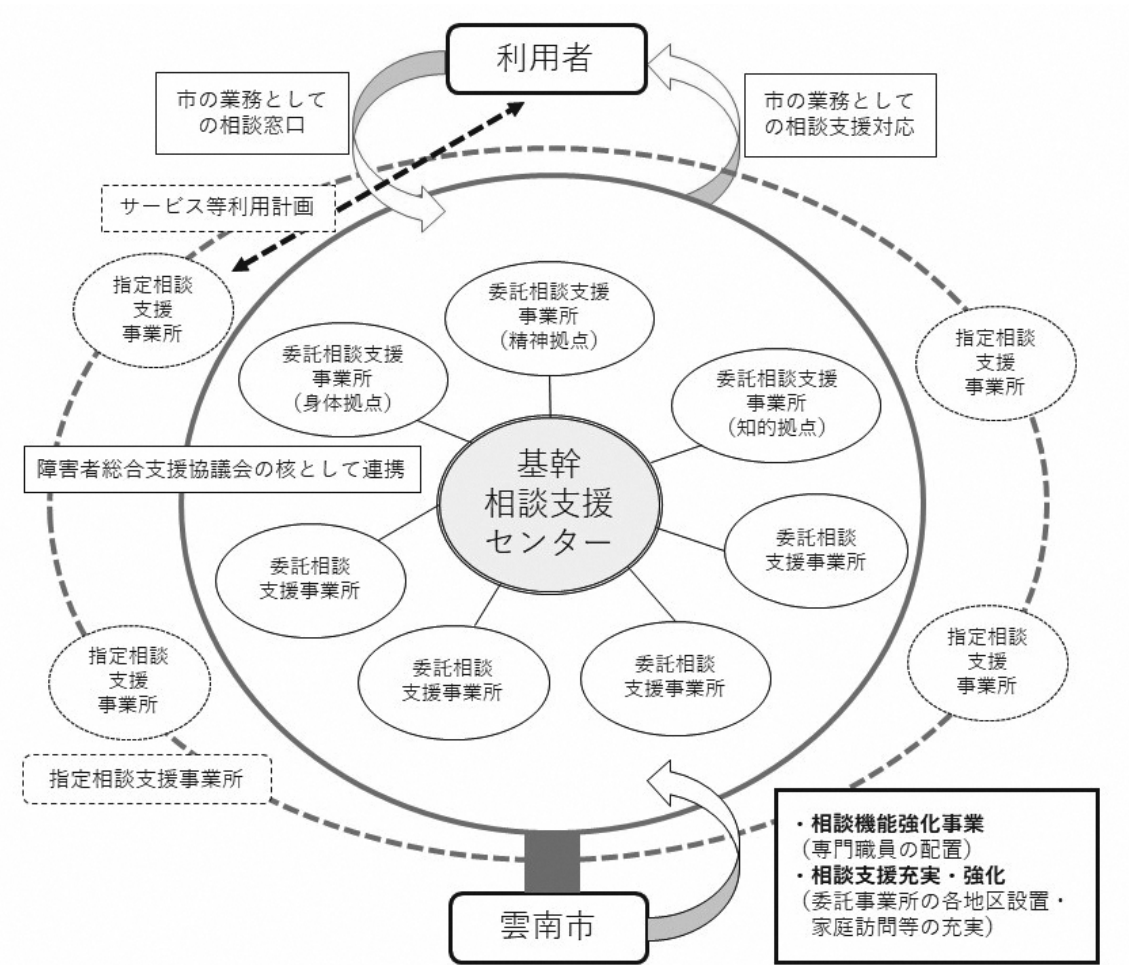
自発的活動 支援事業	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込（目標）		有	有	有	有	有	有
実績		有	有				

(3) 相談支援事業

相談支援事業の実績と見込（目標）量

相談支援 事業	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●指定相談支援事業所							
見込(目標)	か所	8	8	8	8	8	8
実績		8	7				
●うち委託相談支援事業所							
見込(目標)	か所	7	7	7	8	8	8
実績		7	7				
●基幹相談支援センター							
見込(目標)	か所	1	1	1	1	1	1
実績		1	1				
●基幹相談支援センター等機能強化事業							
見込(目標)		有	有	有	有	有	有
実績		有	有				
●住宅入居等支援事業							
見込(目標)		無	無	無	無	無	無
実績		無	無				

＜相談支援体制の体系図＞



（４）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の実績と見込（目標）量

研修参加 人数	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	件	4	4	4	4	5	6
実績		2	2				

（５）意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業、手話奉仕員派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業の実績と見込（目標）量

派遣事業	単位	第６期			第７期		
		R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	R８年度
見込(目標)	件	150	150	150	150	150	150
実績		145	55				

手話通訳者設置事業の実績と見込（目標）量

手話通訳者 設置事業	単位	第６期			第７期		
		R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	R８年度
見込(目標)	人	1	1	1	1	1	1
実績		1	1				

（６）日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の実績と見込（目標）量

日常生活用具 給付等事業	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●介護・訓練支援用具							
見込(目標)	件	2	2	2	3	3	3
実績		2	3				
●自立生活支援用具							
見込(目標)	件	13	15	17	7	9	11
実績		1	3				
●在宅療養等支援用具							
見込(目標)	件	10	10	10	10	10	10
実績		1	2				
●情報・意思疎通支援用具							
見込(目標)	件	17	17	17	17	17	17
実績		11	7				
●排泄管理支援用具							
見込(目標)	件	690	690	690	794	796	798
実績		661	790				
●居宅生活動作補助用具（住宅改修費）							
見込(目標)	件	1	1	1	1	1	1
実績		1	1				

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の実績と見込（目標）量

講習 終了者数	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込(目標)	人	11	0	10	0	10	0
実績		10	0				

(8) 外出時介助等（移動支援）事業

外出時介助等（移動支援）事業の実績と見込（目標）量

外出時 介助等	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●契約事業所数							
見込(目標)	か所	23	23	23	23	23	23
実績		21	21				
●利用者数							
見込(目標)	人	100	105	110	65	70	75
実績		57	55				
●延べ利用時間							
見込(目標)	時間	7,300	7,665	8,030	4,745	5,110	5,475
実績		5,100	5,581				

(9) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業実績と見込（目標）量【合計】

地域活動支援センター	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●契約事業所数							
見込(目標)	か所	5	5	5	5	5	5
実績		5	5				
●実利用者数							
見込(目標)	人	195	197	207	199	202	205
実績		150	162				
●延べ利用回数							
実績	回	7,016	6,708				

地域活動支援センター（Ⅰ型）事業実績と見込（目標）量

Ⅰ 型	単位	第 6 期			第 7 期		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
●契約事業所数							
見込(目標)	か所	1	1	1	1	1	1
実績		1	1				
●実利用者数							
見込(目標)	人	150	150	150	150	150	150
実績		113	119				
●延べ利用回数							
実績	回	4, 162	3, 493				

地域活動支援センター事業（Ⅱ型）実績と見込（目標）量

Ⅱ型	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●契約事業所数							
見込(目標)	か所	1	1	1	1	1	1
実績		1	1				
●実利用者数							
見込(目標)	人	2	2	10	4	5	6
実績		2	2				
●延べ利用回数							
実績	回	353	364				

地域活動支援センター事業（Ⅲ型）実績と見込（目標）量

Ⅲ型	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●契約事業所数							
見込(目標)	か所	3	3	3	3	3	3
実績		3	3				
●実利用者数							
見込(目標)	人	43	45	47	45	47	49
実績		35	41				
●延べ利用回数							
実績	回	2,501	2,851				

(10) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業実績と見込（目標）量

訪問入浴サービス	単位	第6期			第7期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
●契約事業所数							
見込(目標)	か所	2	2	2	2	2	2
実績		1	1				
●実利用者数							
見込(目標)	人	3	4	5	4	5	6
実績		2	2				

(11) 日中一時支援事業

日中一時支援事業実績と見込（目標）量

日中一時 支援	単位	第 6 期			第 7 期		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
●契約事業所数							
見込(目標)	か所	10	10	10	12	12	12
実績		11	12				
●実利用者数							
見込(目標)	人	31	33	35	27	29	31
実績		22	23				

(12) 生活訓練等事業

<事業の内容>

日常生活上必要な訓練、指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とします。

- 訪問パソコン教室
- 精神障がい者パソコン教室
- 知的障がい者料理教室

(13) 社会参加支援事業

(レクリエーション活動等支援事業＋芸術文化活動振興事業)

障がいのある人等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するレクリエーション活動等や、芸術文化活動等を振興することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

●スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

●芸術文化講座開催等

(14) 知的障がい者職親委託事業

知的障がいのある人を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

第4章

計画の推進体制



作品名「おばけ」
作者名 高尾 利明

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

計画の概要を市報やホームページに掲載し、広く市民に周知します。

また、雲南圏域障がい者総合支援協議会（以下、「総合支援協議会」）雲南市地域部会（以下、「地域部会」）の各種会議をはじめ、あらゆる機会を通じて障がい福祉団体や関係機関へ計画の周知を行います。

(2) 市の全庁的な推進

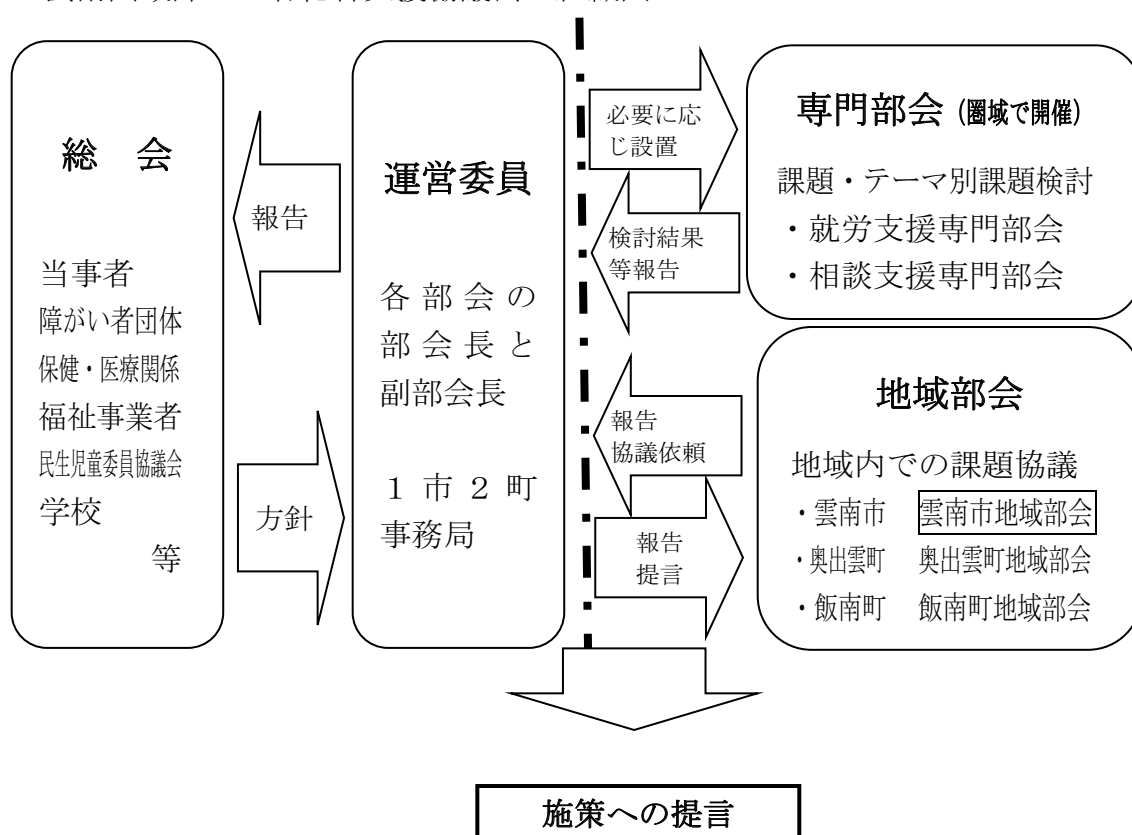
障がい者施策は、福祉・保健・医療だけではなく、教育・雇用・住宅・インフラ整備などあらゆる部署と深く関係しているため、全庁的な取り組みとして総合的に計画を推進していきます。

(3) 地域部会による進行管理

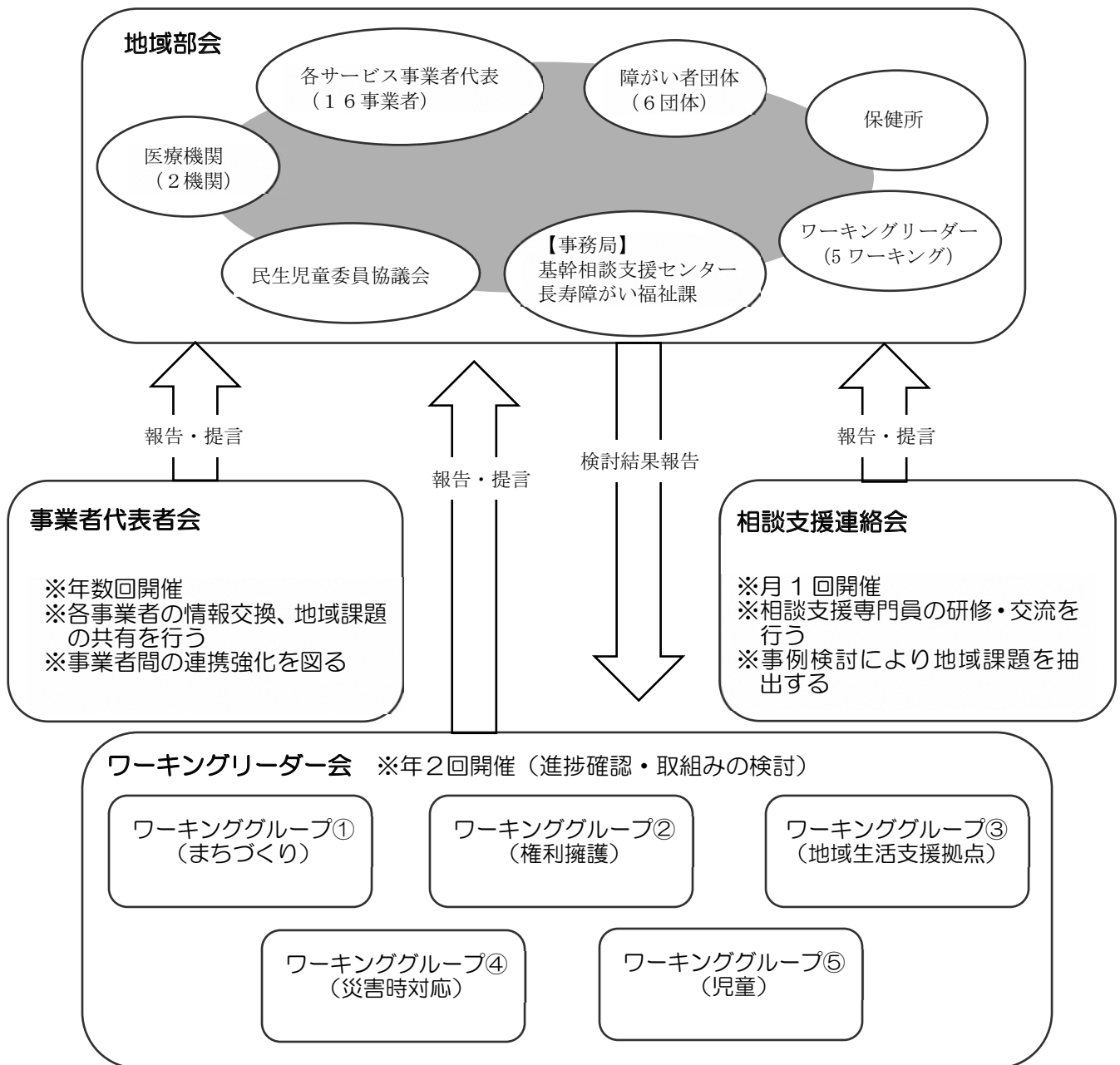
各年度ごとに設定した数値目標をもとに、計画の達成状況について地域部会の中で点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策と基盤整備を可能な限り実施します。

また、市においては、総合支援協議会からの提言を受け障がい福祉計画施策を推進するために必要な制度・事業等について、庁議に提案を行います。

<雲南圏域障がい者総合支援協議会 組織図>



<雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会 組織図>



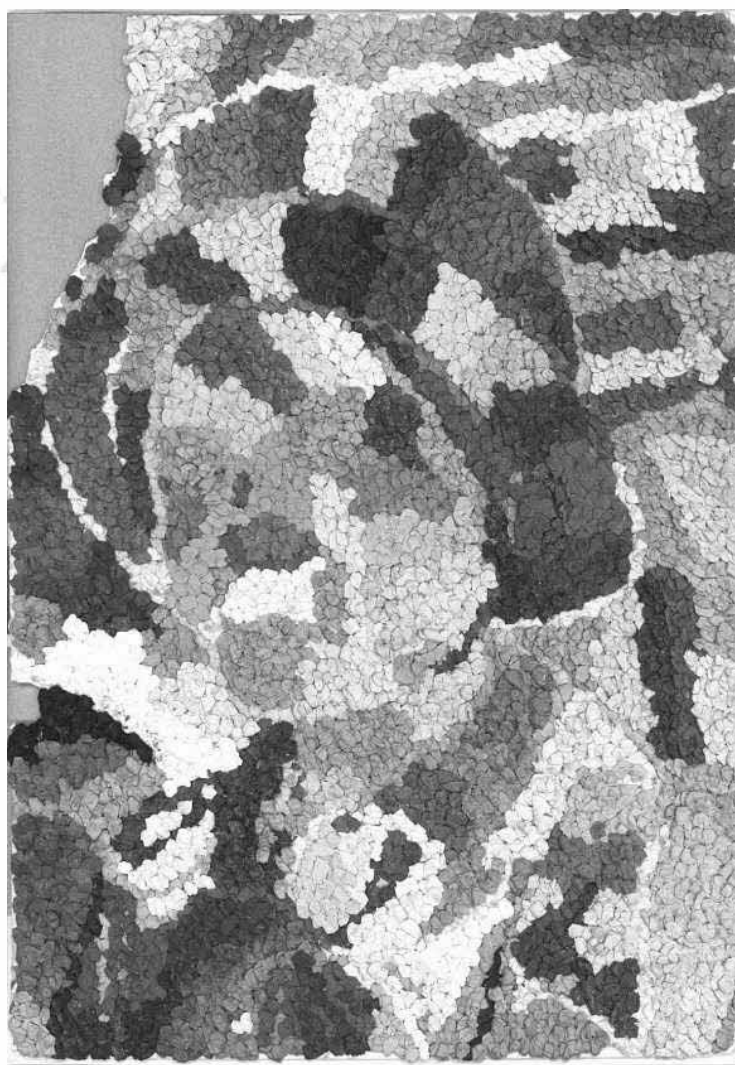
<雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会構成団体の名簿>

	所 属	役 職	氏 名
障 害 者 団 体	雲南市身障者協会	会 長	松 本 廣 志
	雲南市手をつなぐ育成会	会 長	藤 崎 幹 夫
	雲南市家族会	会 長	田 部 昭 夫
	当事者会 サークル雲南	会 長	三 原 孝 志
	雲南市パーキンソン病患者家族会ひまわりの会	代表（世話人）	錦 織 幸 弘
	雲南市障がい児（者）親の会あさがおの会	代 表	森 田 豊 茂
機 医 関 療	雲南市立病院	院 長	西 英 明
	奥出雲コスモ病院	院 長	今 岡 健 次
関 係 機 関	雲南市民生児童委員協議会	会 長	多 賀 静 香
	島根県雲南保健所	所 長	柳 樂 真 佐 実
	社会福祉法人 仁寿会	施 設 長	高 橋 邦 明
	社会福祉法人 雲南広域福社会	統 括 所 長	藤 原 靖 浩
	雲南障がい者就業・生活支援センターアーチ	所 長	竹 久 和 世
	グループホーム レインボーハイツ	所 長	疋 田 美 穂
	社会福祉法人 かも福社会 かも社会就労センター	管 理 者	安 部 利 佳
	特定非営利活動法人 ふれんど	管 理 者	中 島 民 子
	社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	事務局次長兼 在宅福祉部長	吾 郷 勇 二
	雲南市社会福祉協議会 訪問介護事業所かけや	管 理 者	多々納 宏代
	社会福祉法人 あおぞら福社会	統 括 部 長	森 山 史 朗
	一般財団法人 空外記念館 無二苑	代 表 理 事	坪 倉 空 幹
	特定非営利活動法人 未来の華	理 事 長	朝 山 新 治 朗
	株式会社 チャット・ケアすずらん	管 理 者	永 瀬 幸 美
	合同会社 ローズマリー	代 表	吉 田 直 美
	グループホーム きすきひまわりの家	管 理 者	廣 野 順 子
	特定非営利活動法人 彩	代 表 理 事	安 達 広 美
	一般社団法人 みかた麹杜	代 表 理 事	佐 佐 木 瑠 美 子
ワ リ キ ン グ	相談支援事業所 あおぞら	相談支援専門員	朝 日 恭 子
	指定相談支援事業所そよかぜ館	所 長	澤 田 真 琴
	相談支援事業所 山楽園	所 長	春 日 親 典
	生活介護事業所 野の花	生活支援員	藤 原 憲 行
	放課後等デイサービス ひなたぼっこきすき	管 理 者	中 西 貴 昭
事 務 局	雲南市基幹相談支援センター	管 理 者	松 林 哲 也
	雲南市基幹相談支援センター	相談支援専門員	山 崎 強
	雲南市基幹相談支援センター	相談支援専門員	山 本 諒 子
	雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課	課 長	熱 田 小 百 合
	雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課	主 査	田 中 秀 信
	雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課	主幹保健師	福 島 理 恵

資

料

編



作品名 「僕のお母さん」

作者名 栗原 勝

1. 計画策定の経過（令和5年度）

- (1) 令和5年 8月 障害者手帳所持者（67歳まで）、障がい児通所支援サービス利用者、相談支援事業所、福祉サービス事業所、福祉サービス事業者を対象としたアンケート調査実施
- ・障がい福祉サービス等の利用実態や要望・課題の把握

(2) 地域部会での評価・意見集約

- 令和5年 7月24日 意見交換
- 令和5年10月24日 意見交換
- 令和5年11月24日 意見交換
- 令和6年 2月20日 最終案についての意見交換

(3) 雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会での審議

- 令和5年10月13日 第1回策定委員会
 - ・実績・評価表・意見に基づく事務局（案）について審議
- 令和5年11月28日 第2回策定委員会
 - ・事務局が作成した計画（案）について審議
- 令和6年1月5日～2月5日 パブリックコメントの実施
- 令和6年 2月26日 第3回策定委員会
 - ・パブリックコメントの意見により修正、取りまとめた最終案について審議

雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿

令和5年度

役職	氏名	所属団体・役職	備考
委員長	藤原 靖浩	雲南圏域障がい者総合支援協議会 会長	社会福祉法人 雲南広域福祉会 統括所長
副委員長	松林 哲也	雲南市基幹相談支援センター 管理者	社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会 統括施設長
委員	吉田 直美	雲南圏域障がい者総合支援協議会 雲南市地域部会 部会長	合同会社 ローズマリー 代表
委員	松本 廣志	雲南市身障者協会 会長	
委員	藤崎 幹夫	雲南市手をつなぐ育成会 会長	
委員	田部 昭夫	雲南市家族会 会長	

○雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会条例

平成26年3月26日

条例第10号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障がい者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画(以下「障がい福祉計画」という。)を策定又は変更するため、雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができ

- る。
- 2 専門部会の部員（以下「部員」という。）は、委員長が指名する。
 - 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する部員のうちから互選する。
 - 4 部会長は、当該専門部会の会務を総理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の服務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部長寿障がい福祉課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

障害福祉サービス一覧

(1) 訪問系サービス

種 類	サービスの概要
居宅介護	障がい者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施
重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障がい者の行動援護、外出時の移動介護等を実施
同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な支援を実施するほか、あわせて身体介護が必要な場合には外出時の移動介助等を実施
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障がい者に、居宅介護その他複数の幅広いサービスを組み合わせた包括的な支援を実施

(2) 日中活動系サービス

種 類	サービスの概要
生活介護	障がい者に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供 夜間の施設入所支援と合わせた支援も可能
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者への身体機能の回復等に必要なリハビリテーションや訓練等を実施 夜間の施設入所支援と合わせた支援も可能（期間は18か月を標準とする）
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障がい者の生活能力の向上等に必要な訓練等を実施 夜間の施設入所支援と合わせた支援も可能（期間は24か月（長期入院・入所していた場合は36か月）を標準とする）

種 類	サービスの概要
就労選択支援	本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施 夜間の施設入所支援と合わせた支援も可能（期間は24か月を標準とする）
就労継続支援A型 （雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な障がい者（雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の障がい者）に、就労の機会や生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施
就労継続支援B型 （雇用契約なし）	一般企業等への就労が困難な障がい者に、就労の機会や生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業や関係機関等との連絡調整や必要な指導・助言等を実施
療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障がい者への医療的ケアや介護等を実施
短期入所	介護者が病気等で不在の場合において、一時的入所による介護等を実施

（３）居住系サービス

種 類	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する人等を対象に、定期的な巡回訪問等により必要な支援を実施
共同生活援助 （外部サービス型）	障がい者が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施

種 類	サービスの概要
共同生活援助 (介護サービス包括型)	障がい者が共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助等を実施
施設入所支援	施設において、夜間の入浴、排せつ、食事の介助等を実施

(4) 相談支援サービス

種 類	サービスの概要
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え課題の解決や適切なサービス利用のために、相談支援を実施するとともに、サービスの利用計画を作成し、定期的なモニタリングを実施
地域移行支援	障がい者施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が地域生活に移行するための活動に関する相談とその支援を実施（支給開始から6か月以内）
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者で、地域生活が不安定な障がい者へ常時の連絡体制を確保し、地域定着のための相談支援を実施（支給開始から1年以内）

用語解説

医療的ケア児：医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

基幹相談支援センター：障がい者の地域における総合的な相談窓口。地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談支援のほか、地域の相談支援体制の強化や障がい者の権利擁護に関する取り組みを行う機関。

強度行動障害：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態

障害者総合支援法：正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成18年4月1日に前身の障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わらず、障がい者が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化された。平成25年4月の改正により現在の名称に。生活支援サー

ビスの基幹ともいえる法律。

自立支援医療：心身の障がい除去・軽減するための医療。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのこと。

発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

ピアサポート：ピア（peer）とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人々を表す言葉で、ピアサポート（peer support）とは、こうした同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す。

ペアレントトレーニング：子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指すプログラム。

ペアレントプログラム：保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアトレの前段階の基本プログラムとして位置づけられている。保護者が子どもに向けてしまいがちな否定的な視点を、肯定的な視点に変えることを扱う。

ペアレントメンター：ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができる。

法定雇用率：事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。一般の民間企業の法定雇用率は、民間企業で2.3%。従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障がい者を1人以上雇用しなければならない（令和5年度から令和8年度の間は法定雇用率は2.7%へ段階的に引き上げられる）。

ユニバーサルシート：大人も横になれる大型のシートで、主に多目的トイレ内に設置され、障がいのある方のおむつ交換等に利用されるほか、高齢者や子ども連れの方など多くの人が多目的に利用できる。



雲南市